

裁 決 書

審査請求人
(住所) ○○
(氏名) ○○

実施機関
和歌山県教育委員会

審査請求人が令和 7 年 10 月 14 日付けで提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和○年○月○日付けで公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、「作成又は取得していない」ことを理由として、公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和○年○月○日付け○○第○号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和 7 年 10 月 14 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、当庁に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨
本件処分の非開示決定を取消し、全て開示とする裁決を求める。
- 2 審査請求人の主張の要旨
本件処分は、「作成又は取得していないこと」を理由として行われたものであるが、審査請求人が○○で得た情報によると、「令和○年度に○○が外部事業者と交わしたモササウルス類の復元骨格データ作成に関する一切の資料」（以下「請求 1」とする）について、○○は、令和○年○月○日付けで○○が所有する有田川産モササウルス類化石標本を、デジタル技術を用いることで広く顕彰され、深く理解されることを目的に、いわゆる復元骨

格3Dデータとして作成すること及びその取扱い（管理と利用）を定めた「覚書」が存在する。また、「令和○年度に○○及び同○○職員が外部の事業者との間で『ワカヤマソウリュウの頭部の販売』に関してしたすべての送信メール及び受信メール文書」（以下「請求2」とする）について、「ワカヤマソウリュウの頭部の販売」に関してメールでやり取りしていたことは、確かな情報であるため、作成又は取得していないはずがない。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本県の公文書開示制度において、知事、その他の実施機関は、自らの保有する公文書の開示請求があったときは、条例第7条の規定により、当該公文書を開示しなければならない。ただし、実施機関は開示請求に係る公文書を保有しないときは、条例第11条第2項の規定により、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (2) 本件開示請求に係る公文書の存否について、書庫に保管している文書の確認や関係職員への聞き取り等を実施し、作成又は取得していないことを確認した。
- (3) 請求1について、モササウルス類の復元骨格データを作成したことは事実であるが、事業自体は令和○年○月から行われている。準備期間であった令和○年度に、担当者が構想メモを作成していたものの、上席等に共有していないことから、当該メモについては公文書に該当しないと判断した。当該メモについては令和○年度時点で既に処分しており、また、令和○年度にはデータの作成及び取扱いを定めた「覚書」を作成した事実はない。
- (4) 請求2について、ワカヤマソウリュウの頭部の販売については令和○年度に外部業者と販売に関するやり取りを行った。このやり取りは、電子メールでは行っておらず、電話で問合せがあり、販売の許可を出した。しかし、文書を交わさずに許可を与えたのは不適切であったと判断し、電話で販売の差止め依頼を行った。
よって、審査請求人が主張する送信メール及び受信メールは存在しない。
- (5) 本件開示請求について、実施機関は、上記のとおり、本件開示請求に係る公文書を作成又は取得していないことを確認したため、条例第11条第2項の規定により、本件処分を行った。

理 由

1 裁決の理由

当庁は本件審査請求を受けて、条例第20条第1項の規定に基づき和歌山県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、令和8年7月22日に審議会から答申を得た。当該答申を踏まえ、以下のとおり判断する。

(1) 本件処分の妥当性について

ア モササウルス類の復元骨格データの作成に関わる資料について

実施機関は、事業を令和○年○月から実施しており、令和○年度に本事業の公文書は存在しないと主張している。このことについて、事業が実施される1年以上も前から「覚書」が存在したとは考え難く、この実施機関の説明に特段の不合理な点は

認められない。したがって、本件請求に係る公文書は実施機関において作成又は取得しておらず、保有していないと合理的に考えられる。

なお、実施機関は令和〇年度に担当者が作成した構想メモが存在したと認めているが、当該構想メモについては、公文書に該当しないと主張している。このため、当庁は、本件構想メモが存在したことを前提に、公文書該当性について検討する。公文書の定義として、条例第2条第2項に「公文書とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。一般的にメモは、同条同項に規定する「文書」に該当するが、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」であるか否かは、個別に判断すべきである。この点、当該構想メモは、覚書に該当するか否か明らかでないものの、上席等に共有されていないことに鑑みれば、担当者の個人的メモにとどまり、組織共用性があるとは言えない。したがって、実施機関の判断は妥当である。

イ ワカヤマソウリュウの頭部の販売に関わる外部事業者との送受信メールについて

実施機関は、ワカヤマソウリュウの頭部の販売についてのやり取りは全て電話で行っており、外部事業者と交わした電子メールは存在しないと主張している。外部事業者とのやり取りがメールで必ず行われるとも考えられず、この実施機関の説明に特段の不合理な点は認められない。また、これを覆すに足りる事情も見出し難いことから、本件開示請求に係る公文書は実施機関において作成又は取得しておらず、保有していないと合理的に考えられる。よって、実施機関の判断は妥当である。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年9月18日

審査庁 和歌山県教育委員会 印

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表するものは和歌山県教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告として（訴訟において和歌山県を代表するものは和歌山県教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算

して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。